

広島県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、

令和八年二月十二日までの間、縦覧に供する。

令和八年一月二十九日

広島県知事 横田美香

一 道路の種類
県道
二 路線名
福山上御領線
三 道路の区域

新	旧	の新旧 (敷地の幅員 メートル)	間
—	六・五〇	六・五〇 (メートル)	福山市神辺町大字上御領字上元折一七一四番 四地先一般国道三二三号交点から
—	三三四・五〇	三三四・五〇 (メートル)	福山市神辺町大字上御領字郷路田一四二八番 一地先一般国道三二三号交点まで
メートル 二五六・〇〇		備 考	路線短縮 不用物件延長